

議 事 概 要

1 10月6日の参考人招致について

(1) 参考人の説明時間

- ・参考人の説明時間については最大60分とすることについて確認。

(2) 質疑の取扱い

- ・質疑は各会派代表者が行い、質問順位は多数会派順で行うことについて確認。
- ・質疑時間は、各会派答弁時間も含めて20分以内とすることについて各会派代表者了承。

(3) 質問通告者の確認

- ・各会派の質問者を確認。

維新…中谷委員 公明…中野委員 自民…須田委員

2 委員間討議の取扱いについて

(1) 実施日時

- ・10月6日（金）の参考人招致後に委員間討議を実施することについて、各会派代表者了承。

(2) 運営方法

- ・各会派代表者より意見を5分程度で表明のうえ、自由討議に入るについて各会派代表者了承。
- ・意見表明をする委員を確認。

維新…市來委員 公明…加治木委員 自民…須田委員

(3) 理事者の出席

- ・質疑は事実確認に限定したうえで関係理事者に出席を求めることについて、各会派代表者了承。

3 10月6日の委員会運営について

- ・午後1時より委員会を再開し、参考人からの意見聴取、質疑ののち準備のため暫時休憩とし、その後委員会を再開して委員間討議を実施することについて確認。

4 今後の委員会日程について

- ・本会議における中間報告の申出及び内容を諮るため、10月16日（月）に代表者会議を開催して中間報告の案を提示し、同日に委員会を開催して協議を行うことについて各会派代表者了承。
- ・開会時間は改めて決定することについて確認。